

◎新潟県告示第739号

介護保険法（平成9年法律第123号）第77条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者の指定の効力を次のとおり停止する。

令和4年6月14日

新潟県知事 花 角 英 世

事業所の名称	所在地	事業者	サービスの種類	停止する効力の内容	停止する期間
特別養護老人ホーム小国あいあい	新潟県長岡市小国町太郎丸1520番地1	社会福祉法人あいあい	短期入所生活介護	新規利用者の受入停止及び介護報酬上限7割	令和4年7月1日から令和4年12月31日まで